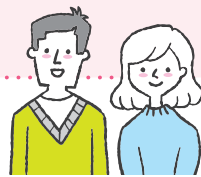




新規

結婚新生活支援事業補助金

令和7年度から新婚世帯の住宅取得費用・住宅リフォーム費用・賃貸住宅費用・引っ越し費用の一部を助成する結婚新生活支援事業を実施します。



対象世帯 ①から⑥までの要件を全て満たす新婚世帯

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯
- ②婚姻届を提出した日の年齢が、夫婦ともに39歳以下の世帯
- ③前年中の夫婦の合計所得が500万円未満（前年中に貸与型奨学金の返還を行っている場合は、その額を控除します）の世帯
- ④夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請に係る住宅にあり、3年以上継続して定住する意思がある世帯
- ⑤過去にたつの市または他市町村で、この制度に基づく補助金を受けたことがない世帯
- ⑥夫婦ともに市税を滞納していない世帯

対象となる費用

- ・住宅の購入費用
- ・住宅のリフォーム費用
- ・賃貸・共益費
- ※勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、その金額を差し引きます。
- ・住宅への引っ越し費用
- ※いずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用に限ります。

補助額

- 夫婦のいずれもが29歳以下の場合** 上限60万円
- 夫婦のいずれもが39歳以下の場合** 上限30万円

申請方法 結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書に次の書類を添えて、町おこし課へ申請してください。

申請に必要なもの（全ての世帯）

- ・誓約書
- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- ・夫婦双方の住民票の写し
- ・夫婦双方の所得証明書
- ・夫婦双方の納税証明書（完納証明書）
- ・対象となる費用を支払ったことが分かる書類

申請に必要なもの（該当する世帯のみ）

- ・貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の貸与を受けている場合）
- ・申請に係る住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し（住宅を取得した場合）
- ・申請に係る住宅の工事請負契約書または請書の写し（住宅をリフォームした場合）
- ・申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合）
- ・申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類（住宅手当等支給証明書または住宅手当等の額を確認できる給与明細）（住宅を賃借している場合）

申請・問い合わせ先

町おこし課（☎64・3167）



拡充

定住促進住宅取得奨励金

子育て加算を新設

若者または転入者が、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に、奨励金を交付します。



対象者

- 若者** 市内在住の40歳以下の方で、次のいずれかに該当する方
- ・生計を一にする夫婦（夫婦のどちらかが40歳以下であれば可）
 - ・子どもと同居し、養育している方

転入者 転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方

奨励金額 30万円 ※子育て加算有り

新設 子育て加算について

子ども1人につき10万円を加算します。（申請時において、18歳に達する日の3月31日までの間にある生計を一にする子（母子健康手帳等で出産予定であることが確認できる胎児を含む））

申請時期

- 若者** 建物所有権登記完了日から1年以内
- 転入者** 転入日および建物所有権登記完了日からいずれも1年以内

必要書類

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・建物の登記簿謄本
- ・工事請負・売買契約書の写し
- ・住宅付近の見取り図
- ・住宅の現況写真（外観1枚）
- ・市区町村税の納税証明書（完納証明書）

次の方は旧制度が適用されます

- 若者** 令和7年3月31日までに建物所有権登記が完了した方：奨励金30万円（子育て加算無し）
- 転入者** 令和7年3月31日までに転入し、かつ建物所有権登記が完了した方：奨励金50万円（子育て加算無し）

申請・問い合わせ先

町おこし課（☎64・3167）

たつの市若者・子育て世帯応援パック

～たつの市への移住・定住を目指して～



若者定住促進奨学金返還支援事業補助金

若者の定住促進を図るため、本市に定住する意思を持ち、奨学金の返還を行う若者に対し、奨学金返還支援事業補助金を交付します。



対象者 ①から⑥までの要件を全て満たす方

- ①大学等（※1）の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である方
- ②本市に住所を有し、3年以上定住する意思のある方
- ③登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の方
- ④雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続雇用されている方、または自ら事業を営む方
- ⑤本市に納付すべき税、返還すべき奨学金を滞納していない方
- ⑥奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない方

※1 大学等とは、学校教育法に規定する大学（大学院、専門職大学および短期大学を含む）、高等専門学校、専修学校（専門課程または高等課程に限る）、高等学校および特別支援学校（高等部に限る）をいう。

補助対象期間

補助対象期間は、登録決定日以後、初めて奨学金を返還した月から起算して36カ月に達する月または奨学金の返還が終了した日が属する月のいずれか早い月までとなります。

補助額 補助期間中に返還した奨学金に対し、次の金額を補助します。

- 市内に所在する事務所等に就業している方** 月額上限3万円（補助率10／10）
- 上記以外の方** 月額上限1万5千円（補助率1／2）

補助対象者の登録申請

補助金の交付を受ける方は、事前に補助対象者の登録を受ける必要があります。登録申請書に以下の書類を添えて、町おこし課に申請してください。なお、新卒者等、返還が始まっていない方は、初めて返還が始まる月から受け付けを開始します。

必要書類

- 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- 奨学金の返還金額、返還開始月および返還期間が確認できる書類
- 大学等を卒業したことを証する書類（卒業証書の写し等）
- 勤務先および就業年月日を証する書類（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）、自ら事業を営む方は、その事実を証する書類（個人事業の開業等届出書等）

※毎年度、交付申請を行っていただく必要があります。

申請・問い合わせ先 町おこし課（☎64・3167）

